

規制改革会議 海外人材タスクフォース 議事概要

1. 日時:平成 19 年 12 月 12 日(水)16:29~18:05
2. 場所:永田町合同庁舎1階 共用第1会議室
3. 議題:
 - 第1部 16:30~17:00 外国人登録制度の見直し
 - 第2部 17:00~18:05 外国人研修・技能実習制度の見直し
4. 出席:

(関係省庁)

第1部

法務省入国管理局総務課長 岩尾 信行 氏
法務省入国管理局局付 中川 潤一 氏
法務省入国管理局入国管理企画官 坂本 貞則 氏

第2部

法務省入国管理局総務課長 岩尾 信行 氏
法務省入国管理局入国管理企画官 坂本 貞則 氏
法務省入国管理局審査指導官 石岡 邦章 氏
厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官
黒澤 朗 氏
厚生労働省職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長
藤枝 茂 氏
経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官
守本 憲弘 氏

(規制改革会議)

有富 慶二 委員、井口 泰 専門委員、事務局

5. 議事概要:

○有富委員 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議の「海外人材タスクフォース」を始めたいと思います。

本日は、第2次答申案文協議ということで、先日来、御協力いただいておりますものについて、最終的な詰めをさせていただけたらと思っております。

では、第1部の「外国人登録制度の見直し」についてでございますが、我々の会議は12月末に答申をまとめることになっておりまして、この場で最終的な合意ができればよろしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、修正の趣旨といいますか、お考えについて、簡単に御説明いただいて、議論をして、案文の文言についてまで最終決定をしたいと、こう思います。よろしく願い

します。

○岩尾総務課長 この部分について修正意見を出ささせていただきましたが、紙に書いてあるとおりでございます、専ら技術的な理由でございます。6月22日の閣議決定いただきました3か年計画の御趣旨に従って、内閣官房調整の下、総務省とも協議しつつ、関連法案の策定に向けて、まさに努力しているところでございます。

この部分は、6月の閣議決定は2点、大きいポイントとして挙げられていると思うんですが、外国人の身分関係及び在留の規制の入管法への集約という観点が入管法へ、もう一つが、外国人登録制度を適法な在留外国人の台帳制度へと改編と、その2つを併せて制度の目的ということで、その該当法や住民基本台帳法をも参考としというふうにつながってきて、そこで在留外国人の公正な管理に資するとともに、もう一つで外国人住民の利便を増進すると、こういうような2本立てになっているかと思うんですが、今回のこの部分の記述は、専ら後者について、要は在留外国人の台帳制度への改編ということを主眼とした、そのための法目的をどう書くかと。そうすると、前者の外国人の身分関係等々の入管法への集約という部分の目的も両方合わさって書いているような気がいたしまして、そういう意味で、2つの達成すべき事項を今後どういう形で法律にしていけるか、どういう新法なのか、何法を改正して実現するのかと、そういうような立法技術的なすみ分けが必要かと思ひまして、あえてここで後者、2番目の台帳制度の改編自体の法目的として、この両方を挙げる必要はないのではないかというのが修正意見を出ささせていただきました趣旨でございます。

○有富委員 井口先生、どうぞ。

○井口専門委員 質問させていただきます。法務省は総務省と協力して新しい台帳制度の整備について基本構想をまとめられるというふうに理解しておりました。それは、台帳制度が新しく創設された際には、法務省もしっかり関与していくという含みがあるということです。法務省から、今回削除を求められた箇所には、住民基本台帳法から取っているんですけれども、「外国人住民の利便を増進し」という総務省の行政目的が書かれ、「在留外国人の公正な管理に資する」という法務省の行政目的も書かれている。つまり、この2つのことが相並び立つことが極めて重要だと理解しております。それなのに、これを、なぜ削除しなければならないのか疑念を持っております。法務省と総務省の間で合意したはずなのに、やはり、元に戻したいというお考えがおありでしょうか。、あえて、この箇所を削除するように要求されるとなると、ちょっと私どもとしても安易にはお受けできません。

○岩尾総務課長 そういうような意図は毛頭ございませんで、総務省と協力して密接に連携を図りながらやっていこうと思っております、先日も工程表を提出させていただきましたと理解しておりますし、それから、更に、国会におきましても、法務大臣、総務大臣、それぞれ答弁して、両省協力して進めていくということも約束しているところでございます。

ただ、立法技術的に、それぞれの法律があって、その法律自体は何を指す法律なのかというところを法律の中に書き込む場合には、この台帳法自体が在留管理のためのものなのか、サービスのための法律なのかというところは、もう少し慎重に議論する必要があると思うんです。

○井口専門委員 本件について、内閣法制局から以前に御指摘があったようなことをうかがっています。実際に法律案を仕上げている際に、法制局との協議が必要なのは理解しております。しかし、その際に、法務省としてこの台帳制度に絡んでいくため、この外国

人の公正な管理という目的を強く主張される必要があると思うのです。これが取れてしまったならば、やはり新法においては、法務省の果たす役割というのはほとんどなくなってしまっているのではないですか。

ですから、法制局の指摘があったことが事実としても、法制局に対して法務省の立場をもっと御主張になることの方がよろしいのではないかと。そういう観点から言うと、法技術的に難しいということではなくて、こういう目的の法案を作成したいと訴えていくこと、あるべき立法を実現していくという考えをもつことが本来あるべき姿ではないかと。ですから、皆さん方が難しいとおっしゃる理由は別として、皆様方自身が、この台帳に関与していく強い意思というものが大事なのです。そういう意味から言うと、技術的な問題だと言いながら、将来、台帳は、外国人の公正な管理とは関係なくなるのではないかとというようなニュアンスでお話しになるのは、非常に承服しがたいと考えます。

○岩尾総務課長 台帳法と入管法というのが、それぞれどういう目的でつくられるかということと、では、その立案作業に法務省がどう関与していくか、あるいはでき上がった法律を利用して、いろんな行政機関、地方自治体がどうその法律を利用していくかというのはまた別個の問題ではないかというふうに理解しております。その立案作業において法務省は総務省との間で連携して関与していくということについては、全く異存もないし、お約束しているところでございます。それについては最大限の努力をしたいと思っております。

○井口専門委員 御提案いただいている修正文というのは、私どもの提案している長い文章の「その目的を」というくだりを切って、その代わりに、「その法目的を『規制改革推進のための3か年計画』の実現に向けたものとし」というふうに書き込んだものです。したがって、明示はしていないけれども、もとの表現自体は生きているんだというふうにも読めるんですね。そういう観点からすれば、第三者的には、特に問題がない文章のように思われるんです。

ところが、皆様は、公正な管理に資するという目的は、将来、もしかしたら法技術上、必要がないかもしれないというようなことをおっしゃるのです。そのような発言を撤回していただければ、修正文どおりでも、全然問題ないと思います。おかしい話ですが、結論の方には問題がありませんが、理由の方については、承服しがたいというふうに申し上げていきます。

○岩尾総務課長 我々が考えているのは、今回の改正作業、2つの目的があって、それらを同時に実現するということが非常に重要だという認識でおります。同時に達成しなければ、一方だけででき上がればいいというふうには毛頭考えておりません。その両方の制度、全体を見たときに、両方の目的が入るということもそのとおりだと思います。しかし、個別の法律、個々、一個一個の法律に分解していったときに、どういうふうにしてその法目的を表現するかというのは、でき上がった法律に何を盛り込むかというような技術的な要素と合わさって最終的に検討されるべき事柄だと思っております。こういう目的、今の整理が総務省に何かお願いしてというような考えでこういうふうにして修正意見を出しているわけでは全然ないんでございます。

○井口専門委員 今のようなことを言われると、総務省と詰めていったときに、せっかく合意したのに、また決裂することになるのではないですか。どうですか。

○有富委員 どうぞ。

○高岡登録管理官 今、総務課長の方から御説明申し上げているとおりになんですけれども、実態面で申し上げますと、例の課長レベルの協議ですけれども、これは緊密にやっております、細かい点も含めて協議しているということで、なるべく早く論点整理を進めたいということでやっております。

また、先ほど簡単に言及のあった12月10日における参議院の決算委員会ですが、これは決算委員会ですので、総理もお出になって、NHKのテレビでも放映されていますけれども、その中で、中村博彦議員の方から、21年通常国会を前倒ししてでも早急に、在留管理の一元化と住民基本台帳を参考に、外国人住民の台帳制度の創設をすべきときが来たのではないかと、こういう質問がありまして、増田総務大臣の方から、閣議決定をしておりますということで、「その中で、今お話ございました適法な在留外国人の台帳制度に改編をする、そして、そのための法律を21年通常国会までに提出すると、ここまで閣議決定で決めてございます。そうしたことを受けまして、今、内閣官房の方に調整をしていただきながら、私どもと、それから法務省が緊密に連携をして、その細部を詰めております」と答弁しております。ここで鳩山法務大臣の方から、奥様が以前オーストラリア国籍で、外国人登録証をお持ち歩きになっていたところから説き起こされまして、「この発行元は今、市町村ということになっています。これは日本の入管、法務省の発行するカードに一元化する。そして、市町村の皆さんに、それぞれの住んでおられる外国人にサービスを提供していただく分はその台帳で行うと、こういうことで制度を改めるわけなんで」云々と答弁があり、両大臣が協力してやっていくということをテレビ中継もしている国会の場で表明しておりますので、行政府としては、これ以上の強い表現はないかなというふうに思っております。実態面でも、先ほど申し上げましたとおり、進めておりますし、そういうことで緊密に協議してやっていきたいという実態は、この前、御説明申し上げたところと変わらないというか、更に強まっているということだけは御理解いただければというふうに思っております。

○有富委員 私の感想をちょっと申し上げますと、井口先生の心配もわからないわけではないんですけども、というのは、公開討論会の前までは、法務省も総務省もうちはやらない、知らないみたいな態度が現実実際にあったわけだから、心配もあるけれども、ここまで繰り返し強調しておっしゃっているなら大丈夫ではないかなと思いますが。

○井口専門委員 修正案の案文を読む限りにおいては、「その目的を」以下カットして、新しく「その法目的を」云々というのを追加されること自体に余り問題はありませぬ。ただ、法務省が台帳への関与を弱めているという印象はものすごくある。そのことについては、是非真剣に考えて直していただきたい。

○有富委員 でも、そこは議事録として、そんなことはございませぬというふうにさっきからお二人がおっしゃっているんで、そういう前提で案文について御相談するというのも、ここまではっきり言っているなら、これでよろしいと思いますが、信用しすぎでしょうか。

○井口専門委員 今議論できるような問題ではないかもしれませんが、外国人登録法を廃止して入管法に一元化してしまったときに、入管法と新しくできる台帳法みたいなものの間をつなぐ条文が、どこかに必要になってくるように思われるわけです。そこはお考えになっているのですか。

○岩尾総務課長 それは、1つは、つなぎの条文の前に、まず、在留カードというのを法

務省が発行することになります。それは在留の許可が正確にあらわれたものとして、在留資格と、その在留期間というのがあらわれた、その他必要な情報が記載された在留カードを発行して、その在留カードを持参いただいて、地方自治体の市区町村に対して居住地の届出をしていただく。その居住地の届出が、実は両方の事務、自治体のやる自治事務と、法務省の必要な在留管理の事務のつながりになると理解しております。

住居の届出は、我々の在留管理にも必要なものでございます。自治体においても、居住地、そこから出発します。更に申し上げれば、法務省が管理のために必要な情報というのは世帯という切り口からは構成されないの、そこで自治体の方は行政サービスを提供するという観点から必要な、追加した情報を取っていただくということを考えておまして、一番のポイントは在留カードというところがつながりになる。それで更に必要があれば、自治体の方が法務省の持っている情報について、また必要な提供を求めてくる、求めがあれば当然提供するというようなこともあります。

また、法務省も、場合によっては自治体の情報が必要であるということは否定できないかと思いますが、そこは入管法の中に提供を求める根拠規定もございますので、そういう形でつながっていくんだろうというふうに理解しておまして、そういう意味で、先ほどから申し上げておりますように、2つの法制度が両輪となって、どちらの行政目的もうまく達成される。法務省の在留管理という法目的と、自治体が住民行政サービスを提供するという自治事務的な目的というのが両方つながるんだろうと、そういうふうな理解しております。

○井口専門委員 聞けば聞くほど、なぜ、法目的のくだりを削除するのか、よくわからなくなってしまう。新しい台帳制度には、依然として公正な外国人の管理という目的が残ってくるからです。

○岩尾総務課長 台帳制度そのものが公正な管理そのものを担うというよりは、台帳制度が主たる目的とするのは、行政サービスの提供のための住民の正確な記録というところがまずもってメインになるだろうというふうには理解しております。それが主たる法目的であって、ただし、在留管理としての入管法、その間の連携というのはあり得るし、必要な事柄だろうという、そういう理解でございます。

○井口専門委員 違ってたとすれば、同じ台帳が、異なった行政目的に使用され得るというふうに私どもは考えていたのです。こちらが主たる目的で、他は従たる目的であるというふうには考えていません。皆さん方はどうもそういうふうにお考えになっていて、それは同じことなのか、別のことなのか、今はちょっと判断しかねます。

○岩尾総務課長 基本としては、データベースは法務省が保管するデータベース、それから、自治体が保管管理するデータベースというふうに。

○井口専門委員 それぞれあるわけですね。それはわかりますけれども、同じことを別の言葉でしゃべっているような気もいたします。基本的には、同じ台帳で、主従の別はよくわかりませんが、法務省としても、台帳に深くかかわっていくということは確認していただけたということによろしいですね。

○岩尾総務課長 自治体の台帳が適正なものであるように情報提供するというような形で関与していくということだろうと思います。

○井口専門委員 自治体から法務省に情報が行く場合も同じですね。

○岩尾総務課長 それは、場合によってはです。要は、法務省が実際必要な情報という

のは、法務省の場合は申請者、外国人本人がございますので、外国人本人から取るのが原則かなというふうには思っております。ただ、入管法の中に、一般的な、いろんな公私の団体に対する協力の情報提供を求める規定がございます。そういう意味では、自治体も当然その対象の1つになるという理解ではあります。

○有富委員 では、法務省の修正案どおりでいくということでしょうか。

○井口専門委員 修正案どおり。

○有富委員 はい、修正案どおりで。では、そういうことで行きたいと思います。他の省庁にも確認しないといけないので、改めて、もう一回お送りします。それでいいですか。

○事務局 そうですね。また改めまして。

○有富委員 この部分を削除して、法務省の文言を追加して。

○事務局 確認の意味で。

○有富委員 確認の意味で。それでは、もう一回お送りしますから、13日までに決めたいと思います。

○事務局 短期間で恐縮なんですけれども、確認だけ、13日の午前中にお返事いただければと思います。

○有富委員 それでは、この件については、以上といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【法務省関係者退室】

～第2部～

【法務省関係者・厚生労働省関係者・経済産業省関係者 入室】

○有富委員 それでは、第2部の「外国人研修・技能実習制度の見直し」について、第二次答申の案文協議をさせていただきたいと思います。本日、この場で最終的な合意ができればと思っておりますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それでは、お手元に各省の提出資料がございますけれども、まず、第1番目「受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置」という部分について、法務省から順に趣旨を御説明いただければと思います。よろしく願いします。

○岩尾総務課長 これは修正箇所2点でございます、1点は巡回指導の主体を明確化すべきではないかという点と、もう一点は罰則についての言及でございます。

まず、巡回指導の主体でございますが、ここは明らかにJITCOが行うものでございまして、入国管理局が行うのではないかというような疑義を招くような表現は避けた方がいいのではないかという形式的な修正意見でございます。

それから、もう一点、不正行為に対する罰則の点について、こちらもいろいろ検討してみたいんですけども、現段階のところでは、いずれの不正行為についても罰則を新設することは想定しがたいのではないかということから、現時点で罰則の新設が可能であるかのような誤解を招く表現は記述しない方がいいのではないかということでございます。

どういう意味で罰則を新設することが想定できないかと申しますと、大きく分けて3つの類型に分かれまして、もう既に罰則に当たるような行為類型がございます。ここにも書いて

ございますが、第3類型の中には、暴行・監禁罪とか、入管法の不法就労助長罪とかいうような形で、もう既に罰則に当たって処罰可能なものがあるということから不要であるという類型が1つでございます。

もう一つの類型は、犯罪構成要件として明確なものにとらえることが難しいものでございます。刑事罰の場合には、構成要件の明確化というのは憲法上の要請でもございますので、行政措置としては有効な表現であったとしても、罰則化にはなじまないというようなものがございます。

3つ目の類型につきましては、刑事罰には一般に謙抑性が求められます。そういうことから、罰則の必要性だとか、他の同種の行為に対する罰則との均衡という観点が非常に重要視されますが、その均衡の観点から考えると、罰則を設けることが無理ではないかというようなもの。

この3つに分かれまして、現時点では、いろいろ検討してみましたが、やはり相当難しいというのが率直な御意見でございます。

○井口専門委員 今、御指摘いただきました点について、当方の検討結果を申し上げたいと思います。まず、巡回指導の件ですが、年間に6,000件くらいJITCOが実施しているようで、それが今年度また増えているので、恐らく来年度は、1万件くらい行くのかもしれませんが。そういう意味では、JITCOが指導することで、余り悪質でないものについては是正されているだろう。しかし、悪質なものはなかなか発見できていないと思います。いずれにしても、そこから出てきた情報が基礎になって、最終的に入管の方で措置されるものや、不正行為認定される件数が出てきていることは事実であろうと思います。同じように、労働基準監督機関の方にも連絡が行っているわけですから、そちらでも、措置が行われる。基本的にはこのJITCOの巡回指導というものが非常に重要だであることは、私どもも認めております。

問題は、これと各省との連携でいろんなものが動いているということです。JITCOというのは財団法人のひとつに過ぎません。そこで、この文言の中にJITCOという名称を入れることについては、抵抗される省庁があります。私どもとしては、ご提案の趣旨は理解しましたが、実名は案の方からは削除させていただきました。、現在、御参加の省庁にとって、特に問題がないのであれば、実名を入れていただいても構いません。ただし、それに抵抗される省庁があるとすると、調整する立場の私どもとしては、削除することにせざるをえない。この点を御協議いただきたい。

もう一つの罰則の問題については、私ども、不正行為類型のひとつひとつについて、現行法令上どういう罰則が適用可能かということや、例えば、実務研修に労働法が適用された場合に、どういう罰則が想定されるかというようなことを、一応検討いたしました。

そうしますと、第1類型から第6類型という法務省の類型に沿って見ると、かなりの部分が既に、あるいは今後、罰則の裏づけを伴うだろうと考えられます。例えば、パスポート取上げの場合は、どういう罰則の適用が可能かなどといった問題もあります。ただ、私どもが、前の会議のときにも特に申し上げましたのは、研修生の受入が停止された機関が、看板を書き換えるといいますか、法人格を取り替えて、事実上、研修生の受入れを継続したり、新たに受け入れたりしてしまう場合は、従来の類型の中に入っていません。この部分については、私ども委員からも発言ありましたように、やはり何らかの罰則も検討してもらわない

と有効な手だてがないという認識でございます。

ですから、罰則の必要性について、少なくとも検討いただいてもいいのではないかということをお願いしております。法務省から御指摘のような点については、かなり理解しているというつもりです。ですから、先ほど言われた理由だけで、罰則の必要性を一切検討すべきでないということにはならないのではないかと。その点については、若干議論させていただきたいと、このように思います。

○岩尾総務課長 一切検討する必要性がないということではございませんで、十分検討した結果、罰則になじみそうな部分が考えがたいので、今の状況で罰則になじみそうな部分が明確に把握できるならばという気はいたすんですけども、今、先生御指摘いただいたような部分というの、登記関係を偽るといような行為でしょうか。

○有富委員 例えば、問題なのは、実質的に人入れ稼業みたいなことをやっている人がいて、本来の研修目的を外れて、研修生を利用して、不正をはたらいてつかまる。つかまったら、会社をつぶして新しく次の会社をつくって、また同じようなことをやる。どうもイタチごっこだし、モグラたたきみたいな状況、そういうところについては、受け入れ停止期間が何年というよりも、やはり経済的なペナルティを与えるのが一番効果的だというようなところが具体的な話なんですね。

○石岡法務省審査指導官 有富先生、井口先生がお話しになられた、一旦不正行為認定された機関が新たな別組織をつくって、それでまた同じような活動をする、それについて何らかの規制をしなければいけないのではないかと、そういう問題意識は我々も同じように持っております。その点につきましては、まさに今回のこの御答申案の1つ上のところに、「新たに別組織で研修生・技能実習を受け入れようとする行為についても、上記措置の厳格な適用を含めた防止措置を講ずるべきである」と書かれて、これにつきましては、「遅くとも技能実習生に係る在留資格の整備に関する関係法令の施行までに措置」という形で、我々としなくても、一旦不正行為認定を受けた機関が、その機関をつぶすなり、あるいは新たに別組織をつくられて、同じような方々が新たな別組織で同じようなことをされようとする場合は、当然それを措置したいと、それについては、この前のところで措置することになるかと思っておりますので、そういう意味で、罰則の新設の部分については、先ほどから総務課長が申し上げているとおりでございまして、記載については削除という形で御意見を出させていただいております。

○井口専門委員 それは勿論書いてあるのです。書いてあるのですけれども、ここは罰則の必要性そのものを検討していただきたいということなのです。いままさに、その議論を始めたわけです。これこそが、検討するということなのですから、その必要性を否定されるというのはちょっといかがなものかと考えております。

○岩尾総務課長 それが具体的な行為としてイメージできるようなものであれば、何か罰則に書けないかどうかというのは検討しやすいんですけども、確かに悪質な行為を繰り返す。それは主体を入れ替える。そうすると、結局、主体を入れ替わる行為自体が罰則になるかどうか。これは一般的な刑法犯でとらえられるケースもございましょうが、やはり問題にするのは、では、その中でどんな行為をしたか、そういう悪質な行為をした、先ほど例で出ましたパスポート取上げみたいなものも、単純に預かる行為から、強要的な行為がございまして、もっといけば人身売買罪とか監禁罪とかいような処罰もございまして、したがって

まして、本当に悪質な行為というのは、一般法、刑法のような一般規定で処罰できるものが多くて、むしろ悪質でないような不明確な部分というのが行政指導の中で入ってきているのではないかと思うんですが、そこはなかなか構成要件化しにくいということを申し上げているわけですし、我々も検討したんですけれども、何か具体的な犯罪行為、構成要件に該当する行為としてとらえることは非常に難しいのではないかとというのが現在の結論でございます。

○井口専門委員 法務省の修正案では、表現としては「罰則の新設等」を消してありますが、本来、そういう罰則の新設も含めて御検討になるべきではないかと思われま。それなのに、最初から検討することをシャットアウトしている。

○岩尾総務課長 しないという趣旨ではございませんで、もし仮にそういうことがあるならば、罰則の新設ということも、それはその段階で検討いたしますけれども、現在、例示として明確にその「罰則の新設等の必要性」というふうに書きますと、罰則の新設というのは比較的容易にできるのではないかと、もう既に想定しているような犯罪類型というのがあるのではないかと思われるのがやや誤解ではないか。今後も検討はいたしますけれども、今の時点でじっくりくる、犯罪構成要件としてじっくりとらえられるようなものが思いつかないものから、そういう意味で、明言された場合には、何かミスリードをしないかなど。今の修正意見の書きぶりの中で、もし今後検討した上で罰則の新設ということが仮にあるならば、それは今の修正文言の中でも実現可能だし、やるべきだと思います。

○井口専門委員 当方の立場は、措置をすぐ検討しろと言っているのではなくて、必要性から検討しろと書いているので、そこで対立するようなことも何もないと思っています。ただし、「不正行為防止の実効性を向上させる措置」という表現の中で、罰則の新設の必要性もちゃんと御検討いただくということであれば、それでも結構です。

○岩尾総務課長 そういうふうに考えます。

○井口専門委員 そのこと自体は、意見の違い、立場の違いは恐らくないのではないかと思います。そこで、JITCOという名称を明記するかどうかの検討をお願いします。

○有富委員 JITCOについては、はい、どうぞ、藤枝さん。

○藤枝外国人研修推進室長 先ほど先生は抵抗とかおっしゃいましたけれども、そういう趣旨ではなくて、これは非常に事務的に困っていることでございますが、JITCOの巡回指導は、厚生労働省の予算を委託して、国の施策としてやっているものでございます。今までは随意契約ができたものですから、随意契約でJITCOにやらせていたわけですが、今、随意契約の見直しで、随契でも企画競争でやりましょうということで、これは政府で統一されましたので、今年度から、随契の1つですけれども、企画競争入札によって入札をしておりますので、政府としてJITCOを決め打ちでなかなか書けないという実情がございまして、「JITCO」という言葉を書くのは難しいのではないかと御説明したつもりなんです。

ただ、一方で、法務省さんの御意見として、主体がはっきりしないという意見も勿論わかるわけなんです。例えば、「現在、JITCOを通じて実施している」とか、現在の事実としてはそれは間違いのないわけなんで、そういう小手先の修正はあるかもしれません。

○有富委員 要は、現在、JITCOで行っているような巡回指導をきちんとやるべきであるとかと、そういうふうに。

○藤枝外国人研修推進室長 我々としては随意契約を認めていただければ有難いのですが、それはまた難しいでしょうからということでございます。

○有富委員 どうですか。

○井口専門委員 ほかの省庁にも御理解いただけるのであれば、「現在、JITCOで実施している」というような、そういう表現を頭に持っていった文章を修正するというのでよろしいですね。

○有富委員 そこで法務省の懸念も払拭できるということで、よろしいですか、それはそういうことで。

(「はい」と声あり)

○有富委員 それでは、上のJITCOのところはそういうことで。下の罰則のところは、具体的に何かありますか、このままでいいんですか。

○井口専門委員 表現の上では完全に平行線になっておりますものですが、理解には、さほど違いはないように思います。

○有富委員 議事録でちゃんと残りますので。

○井口専門委員 罰則の新設も含めて不正行為防止の実効性を検討するという趣旨のことであれば、表現に余り細かくこだわっても仕方がないように思います。

○有富委員 早速、修正文を送って調整するというので。

○岩尾総務課長 文章はこちらの修正文で、ただ、その趣旨として、必要性も含めた検討もしていくんだと、こういう理解でよろしゅうございますか。

○有富委員 はい。

○岩尾総務課長 わかりました。

○有富委員 次は、実務研修中の研修生に対する労働関係法令の適用の問題ですね。まず、厚生労働省から趣旨をお願いいたします。

○藤枝外国人研修推進室長 実務研修中の研修生に対する労働法令の適用の部分でございます。ここも最初に申し上げさせていただくと、実務研修中の研修生の法的保護の在り方として、労働法令による保護を図るべきだというのは、私たちもそのとおりでございますので、全く異論はないということでございます。この部分について、厚生労働省がこの案をまとめることに反対しているようなとらえ方をされたようでございますが、そういう趣旨は全然ございません。

ただ、閣議決定する文書でございますので、そこはやはり文書がひとり歩きする可能性もございますので、誤解のないように、かつ現場が混乱しないように修正をお願いしたいということで意見を出させていただいております。

何をこだわっておるかとお申しますと、原案では、研修生に対して労働関係法令を適用するというのが前半部分のセンテンスでございます。これを文字どおり読みますと、研修生という部分、研修ビザ(在留資格「研修」)のままで労働法令を適用するというふうにも読めます。これでありまして、今、まさに何が問題になっているかという、研修ビザ、つまり、就労してはならないのに労働させてしまっている、あるいは残業までしている、そういう中で不正行為の温床になったり、本人も研修生なんだから我慢しろと言われて泣き寝入りしたり、あるいはトラブルが監督署に持ち込まれても、片や企業の方は「研修」ビザなんだか

ら研修であって労働ではない、一方、研修生の方は「働かされた」、というところでトラブルになるということでございますので、労働法令の適用に当たっては、研修ビザで研修生として働いてはいけないのか、あるいは違うビザとして整理して就労はできるという資格にした上ではっきりさせるのか、そういった全体の研修、ビザの問題も含めて、全体を整理した上で労働法令を適用する、これが現場での混乱を回避する意味でも、また本人たちの保護の上でも必要だと思っております。

そこは書きぶりの問題ではないかということかもしれません。ひょっとすると書きぶりの調整の問題なのかもしれませんが、若干、今の案では、今の研修ビザで労働法令を適用するという、現状の混乱をそのまま引きずるような意味合いにも読めるものですから、我々としては、最初いろいろ意見を出ささせていただきましたけれども、原案を生かした形で、文章の順番を変えて、「『研修』の取扱い及びその位置付けとの関係を整理する等必要な措置を講じ」という部分を前半の方に持ってきて、これであれば我々の危惧は解消されるかなということで御意見を出ささせていただいているというものでございます。

ですから、目的とか気持ちは一緒でございますが、やはり閣議決定文書である以上、その辺は慎重に我々も考えたい。今日はその辺もありますので、労働基準局の方にも一緒に来ていただいております。

○黒澤監察監督官 私から若干補足させていただきますと、今、藤枝が申し上げたとおりですが、私どももこの問題にきちんと取り組んでいきたいと思っております。この点は、御指摘をいただいた方がむしろ今後のいろんな推進力になるだろうと思っております。私は今、中央労働基準監察監督官という身分で仕事をしておりますが、何が困るかという、ちょっと藤枝と重複する部分があるんですが、もともと研修生は非就労資格なわけで、研修ということになっているけれども、実際にそこで実態を見ると労働だという問題がある。実は、実態を見て労働だというふうに判断される場合には労働基準法を適用するというのは、外国人だろうが、技能実習だろうが、日本人だろうが関係なく、共通のことなのです。なので、そこは実態でちゃんと監督署がやればいいではないかと言ってしまうと、制度の見直しにも何にもならなくて、今の問題も解決されない。これが藤枝が申し上げた趣旨なのです。

そうすると、どうしなければいけないかという、関係省庁も多いわけですので、中身は今後調整するにしても、やはり私どもとしては、在留資格の「研修」というものについて、どのように位置づけるのか、あるいはどう定義づけをするのかというところが恐らくこの問題の根本であろうと思っております。ただ、そこをどうこうしろという話になりますと、また今後の話もあるでしょう。

ただ、私どもの思いとして、やはり入管法、あるいは在留資格「研修」ということをどのように位置づけるのかということをもまず冒頭に書いておいていただいた上で、それとセットでというか、そこがあってこそ、今度、法制度として、労働関係の法令の適用とずっと流れてまいりますので、そういう意味で、より積極的にこの問題に取り組んでいく1つのきっかけにもしたいと思っております。藤枝が申し上げましたように、実は書きぶりの問題、上に書いてあるのか、下に書いてあるのかという話かもしれないのですが、この話の流れとしては、是非私どもの思いを先生方に受け止めていただけると、この分野に切り込んでいける1つの大変よいものになると思っております。思いはそういう意味で、先生方と全く共通でござ

ざいまして、全く異を唱えるものではなくて、むしろ先生方に明確にメッセージを発信していただきたいというのが私の立場からの思いでございます。

○有富委員 わかりました。法務省はいかがですか。

○石岡法務省審査指導官 厚労省さんの案でも結構ですし、原案のままでも結構です。厚労省さんの案に特に異論はございません。

○有富委員 経済産業省はいかがですか。

○守本経済産業省参事官 実は、その部分ではないんですが、厚労省さんの方は「原則として」というのを消されておられるんですけども、実は、ちょっとややこしいんですけども、外国人研修・技能実習制度の枠組みというのは、今のいわゆる団体監理型、それから企業単独型と言っておるものとは別に、JICA(独立行政法人国際協力機構)が受け入れていたり、AOTS(財団法人海外技術者研修協会)が受け入れていたり、その他原子力のかかなり高度な、これなどはむしろ給料を払ってやるのではなくて、研修費を取ってやってもよいような研修もあります。これらはODAなどから補助が出ているんです。補助が出ているのは、これは研修であるから出ているという位置づけになっていて、そこももしかすると研修の取扱いの位置づけの問題なのかもしれないんですけども、そういうものが一緒に入ってしまうととても困るので、そこが入らないようにということで、我々は「原則として」というのはそういうことかなというふうに読ませていただいていたんですが、それが抜けてしまうと、その手当ができなくなるので、そうすると、場所としては、この下線部の後の方なのではないかと思うんですが、できれば残していただけるとありがたいと思うんです。

○井口専門委員 ちょっとよろしいですか。

○有富委員 どうぞ。

○井口専門委員 今、3省庁からお伺いしているわけですが、この案文を作成する際にはいろんな御議論を参考にいたしております。1つは、経済財政諮問会議の労働市場改革専門調査会で御議論いただいた内容です。そのときの認識は、技能実習のために入国した研修生の1年目の実務研修だけではなく、例えば1年だけで帰国する研修生の実務研修にも同じような問題があるということです。例えば、技能実習の62職種に入っていないところで、介護だとか看護といった研修ができるわけです。そして、そこでも同様の問題が起り得るわけです。したがって、1年で帰国する研修生の実務研修にまで、労働法を適用しなければいけないという問題意識が出されたのです。こういう問題意識から、「原則として」という言葉を付し、労働法を、実務研修に広く適用しようという提案が出てきたのです。

同時に、専門調査会の第二次報告の文中では、「JICAなど」と例示してあるように、JICAなどのいわゆるODAのスキームの中で行われている研修について、実態として、労働者として保護する必要性がそれほど高くないという認識です。このような部分については、入管法上の整理をして、別の扱いにさせていただければいいのではないかというニュアンスのことが、あの報告のなかで、脚注として書かれているのです。この議論の際に、厚生労働省の研究会の関係者の方々も委員で入っておられたことから、今回の答申案でも、同じニュアンスで文章を書いてあるということです。

ですから、基本的な問題意識というのは、実習を受けている研修生は労働者として保護すべきだという原則があって、それを実現するためには、労働法と入管法と同時にセツ

トしなければいけないということです。その点について御理解いただけるのであれば、そういう趣旨で、文章を訂正するのがいいのではないかと考えております。

JICAなどの研修については、部分的に実務研修が若干入ったとしても、極めて例外的であるし、特に保護に欠けるような実態が起これるようなものはないと考えます。そのような部分についてまで、すべてを実務研修とみなし、労働法を適用するのだというような措置を取っていると、制度の運用が極めて複雑になってしまいます。そのような場合には、これこそ法務省中心になって、当該措置をどこまでの範囲で適用するかについて、しっかり詰めていただかなければと考えます。

厚生労働省の修正案ですと、最初に原則が書いてあるのではなくて、まず法務省の入管局が決めて、それにあわせて労働法で措置するというふうになってしまいます。そうではなくて、まず原則があって、それに沿って労働法と入管法のそれぞれにおいて、両省で協力し協議した上で措置していただきたいのです。ところが、この修正文ですと、原則論というのは抜けてしまいます。実務研修には労働法を適用し、同時に、入管法上の整理を行うという内容を文章に反映させることが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○黒澤監察監督官 御提案申し上げますと、先生がおっしゃっている趣旨に全く異存はなく、いろいろこれは課題がある分野でありますので、広く問題は検討していただかなければいけないと思っております。そういう意味では、結論として、労働法上の保護を受けられるというのは私どもも全く同じ立場なのです。

ただ、先ほど申し上げましたように、制度の見直しとか規制の改革ということで切り込んでいくというときには、勿論アンダーラインがあるところも、関係を整理すると必要な措置ですから、先ほど言ったように幅がありますので、どうやるかというのはあり得ると思うのですが、そのための道筋として、まさにそれと労働法とがセットの話だという理解で、思考のパターンとして、どちらが先か後かだけの問題かもしれないのですが、先生の御趣旨を否定するつもりは全くございません。

それで、「原則として」のところを今の先生の御指摘などを踏まえると、例えば「原則として」を残して、「講じた上で」の後ろに移すとか、そういう形にして、要するに、「原則として」を残しておくことによって、井口先生おっしゃったように幅広い問題を検討しても、JICAの問題とか、そういうような問題がここで読めるようにもなりますので、もしも皆さんがそんな雰囲気でも合意できるのであればとすると、実質上、先にこれで進めるような気もするのですが、恐縮です。

○藤枝外国人研修推進室長 よろしいですか。

○有富委員 どうぞ。

○藤枝外国人研修推進室長 私も「原則として」という言葉のとらえ方をちょっと、先生の意図を十分わかっていなかった部分があるんですけども、「原則として」というのは、さっき経産省さんがおっしゃっていた、JICAとか、そういうものの例外を認めるための「原則として」だと受け止めたものですから。ただ、労働法上の保護を受けられるようにすべきということを原則とするということ自体は我々も全然異論ありませんので、今、黒澤が申し上げたように、これこれの措置を講じた上で、原則として云々かんぬんというのは、我々としては問題ないと思います。

○黒澤監察監督官 いずれにしても検討の範囲を狭くするという趣旨では全くなくて、むしろきちんとやっていきたいという思いがありまして、そのメッセージを出していただく意味でも、こういう修正をしていただけると大変ありがたいというのが正直なところでございます。

○井口専門委員 それでは、労働法上の措置と入管法上の措置を並列して書く、例えば、「研修の取扱い及び位置づけ」と「整理」を並べる修文であればよろしいでしょうか。

○藤枝外国人研修推進室長 結局、一体としてどう仕組んでいくかということですので、最後、並列的な表現であれば、どうですかね。

○黒澤監察監督官 それもまたあるかもしれないですね。

○井口専門委員 まず、法務省が決めて、法務省が決めたとおりに厚生労働省も動くような、何かそんなニュアンスになってしまうのは、何か違うように思うのです。

○石岡法務省審査指導官 法務省だけで勝手に決めるわけではなくて、政府として決めて、入管法の改正とか、それをやるわけです。

○井口専門委員 今、修文案をつくってしまいませんか。

○有富委員 そうしましょう。

○黒澤監察監督官 例えば、こういう意図でよろしいでしょうか。アンダーラインは上に持っていかないで、「実務研修にはこれこれ、労働法上の保護が受けられるようにすべきである」と、「なお」なのか「また」なのか、「当該措置の実施に当たっては、これこれすると必要な措置を講じるべきである」とか、その後、「なお、これらに当たっては、政府の円滑な」云々とかというような、そういうイメージでしょうか。もし違っていれば恐縮です。

○井口専門委員 なお書きにはしない方がよろしいのではないですか。「労働基準法を適用することとし」と同じ文章の中に、入管法の整理も同時に記載できればいいのではありませんか。

○藤枝外国人研修推進室長 ちょっと文章が長くなりますけれども、「これこれの労働法上の保護が受けられるようにすべきであり、当該措置の実施に当たっては必要な措置を講じるべきである」とかですね、例えば。

○黒澤監察監督官 そうですね。それであると原文も更に生きて、そこは特に異論はございません。

○井口専門委員 「なお」は少なくとも取ってしまって、文章をつなげる形で修文をつくらせていただくというのでいかがでしょうか。

○有富委員 よろしいですか、それで。特に問題ないですか、書けますか。

○井口専門委員 実務的にどうですか。「なお」を取って、つなげてしまっても、いいですか。

○事務局 原案から「なお」を取ってという話ですね。

○井口専門委員 当方の原案から「なお」を取って、つなげてしましまして、「労働法上の保護」というのと「入管法上措置」というのが並ぶように表現するのです。

○事務局 もう一度、原案から読み上げさせていただきますと、「研修生に対し、非実務研修に加え、実務研修を実施する場合、原則として、実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし、労働法上の保護が受けられるようにすべきであり、当該措置の実施に当たっては」、以下同じということですか。

○井口専門委員 そのまま読んでください。

○事務局 「出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」の取扱い及びその位置付けとの関係を整理する等必要な措置を講じ、また、制度の円滑な運営のために必要な措置を併せて講じるべきである」。

○藤枝外国人研修推進室長 ちょっと長いので、「また」の前で1回切ってはどうか。

○井口専門委員 「また」だけ生かしますか。

○藤枝外国人研修推進室長 「また」だけ生かして、「講じる」。

○井口専門委員 「講じる」で。「また」の前を「講じる」ですね。

○藤枝外国人研修推進室長 「また」の前をマルで、「講じるべきである。また」。

○黒澤監察監督官 「併せて講じるべきである。」、異論は全くありません。

○有富委員 では、それでいかがでしょうか。

○守本経済産業省参事官 「原則として」は、最初に残っているという理解でよろしいわけですね。

○有富委員 そうです。よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。

次は、再技能実習(高度技能実習)制度の検討について、まず厚労省からお話を伺いましょうか。

○藤枝外国人研修推進室長 再技能実習につきまして、これはそもそも経産省さんとの意見の相違がある部分でございまして、検討事項にして、我々としては、我々の主張をさせていただいているものであります。企業単独型に限るという考え方で我々はこれまで研究会でも整理をしております。

る書いてございますけれども、企業単独型と団体監理型と何が根本的に違うかと申しますと、企業単独型というのは、大企業、中小企業にかかわらず、中国なら中国の現地に子会社や合弁企業がある。そこの方を呼んできて、レベルアップをして返して、更にそこで頑張ってもらおうということで、制度的に帰国しての技能の移転、帰国が担保されて、技能を更に活用するということが担保されている。

残念ながら団体監理型は制度上、そこが担保されていないものですから、勿論、経産省さんがおっしゃるように、しっかりと技能を移転されている例もあるんでしょうけれども、制度的にはそこが担保されていない。

そういう中では、仮に再技能実習を検討するに当たっても、まずは企業単独型に限って検討すべきではないか。本来、研修実習の目的が国際協力、技能移転、これは変えないという大前提でございまして、いろんな不適正な問題が起きている中で、あえてリスクを犯す必要はないのではないかと。むしろしっかりと制度的に担保されているところで始めてはどうかというのが我々の主張でございます。ここはいろいろ御異論あるところでしょうけれども、恐縮ですが、何度も同じ意見を出させていただいたということでございます。

○有富委員 では、経産省さん。

○守本経済産業省参事官 我々も、繰り返しになってしまうんであれですけども、全部が全部、団体監理型をやるべきだなどということを思っているわけではなくて、むしろ団体監理型の1つのいいモデルをつくって、それを進めていく上でも、やはり団体監理型の中で技能移転をしっかりとやり、また、向こうの送出機関との連絡もうまくやりながら、その技能を活用していく方策を、実際にやっているところもあるわけですから、そういうものについて

認めていくべきではないか。また、その要件はいろいろ議論をさせていただきたいと思えますし、余りゆるゆるにしてはいけないというのもそのとおりだというふうに思っておりますけれども、最初から企業単独型に限るという案は、我々としてはちょっと受け入れがたいということでございます。

○有富委員 一応、法務省も何か御意見があれば。

○石岡法務省審査指導官 法務省としましては、再技能実習制度については、それを認める認めないも含めて、広く検討をしていくというのが基本的立場でございますので、原案の形で、検討すべきであるということであれば、特段意見はあるわけではございません。

○有富委員 では、仮に「限る」となったとしても同じだということですか。

○石岡法務省審査指導官 「限る」とされても、我々としてはあくまでも、やる、やらないを含めて広く検討するという立場でございます。

○有富委員 わかりました。どうぞ。

○井口専門委員 この再技能実習について、今回の答申に載せるかどうかということも実は私どもも議論しました。当初は、この制度が本当に機能するかどうかということについて、やはり懸念がありました。第1に、いろいろ御提案はあるのですが、例えば、技能検定3級ということを書いてしまうと、非常に要件が厳しくなります。現在では、技能実習が終わって技能検定3級を受けている人は年間に300人ぐらいしかいない。今、受け入れている人数からいっても、ほんの0.何%というような数しか受けていない。更に、企業単独型に絞りますと、技能実習そのものをほとんどやっていないのです。だから、制度をつくりながら、ほとんど使われない制度を提案するに等しい。そういうことになってしまうといけないので、やはり議論としては幅広に提起していかざるを得ないのではないかと考えました。

その際に、厚生労働省の御懸念になっている失踪とか不正行為とか、そういったものについての配慮というのは文章の中に入れていただいています。そのことも当然考慮しながら、受入範囲を御議論いただくということで、何とか、答申に載せたい。

先ほどの技能検定の問題もあるのですが、今回の文章の中には、「日本語能力」という言葉も入れております。本来、技能実習の終了時点では、技能検定だけで評価をすべきではなくて、日本語とか、その人の労働モラルの高さとか、そういう広い観点から人材を評価すべきだと考えるわけです。そのあたりのところも、まだ議論が十分なされておられません。そこで今回、そういう文言を入れさせていただいたということなのです。

ですから、厚生労働省にお願いなんですけれども、何とか、関係省庁の議論する場をつくっていただきたい。厚生労働省が余り狭い提案ばかりを主張されると、制度的には、狭過ぎてほとんど受け入れが発生しない。現在でも、再研修を受け入れていますけれど、入管の方では、ほとんど、ぱらぱらにしか出ていないのではないかと思います。

○石岡法務省審査指導官 具体的な数は持っておらないわけなんですけど、ただ、それほど少ないというわけではないと思います。

○井口専門委員 再研修の件数が、年間に300もあるでしょうか。

○石岡法務省審査指導官 もう少し多いと思います。今、手元に正確な統計を持っていませんのであれですが、必要であれば。

○井口専門委員 再研修という今あるスキームの中でできることだったら、それを、どんど

んやればいいわけです。こんな複雑な制度をつくってしまって、全然動かなかつたらどうしようかと思えます。そういう観点から言いますと、余り今の時点で、議論の幅を狭めていただきたくないという願いをしているわけですが、どういう修文であれば受け入れ可能ですか。「企業単独型」という言葉を取ってもよろしいですか。「企業単独型」という言葉がないと、厚生労働省は絶対にだめなのですか。

○有富委員 こうやって議事録にも残っている話だし、余りこだわらなくてもいいかなと私は思うんですけども。この辺の議論と、前の法務大臣でしたか、いわゆる研修・技能実習制度ではない、そもそも単純労働者の受け入れも議論しなければいけないみたいなことも世の中では言われているわけですね。

○藤枝外国人研修推進室長 これは労働力を受け入れる制度ではないという前提だと思えます。

何度もくどいようですけども、なぜ企業単独型に限るべきだという話かという、今、先生、3級の受験も少ないではないかとおっしゃいましたけれども、3級受験を要件にすれば、もっと受けるかもしれません。それはわからないわけですね。まず、少ないとおっしゃいますけれども、少ない枠の中で、3年プラス2年なら2年という新しい仕組みが、本当に本来の目的の技能移転の新たな、より高度なレベルの技能を移転する仕組みとしてうまくいくかというのを、まず検証してからだと思えます。今でも団体監理型では本来の目的ではなくて、不正に安い労働力として使われてしまっている実態がありますから、本当にそういう不正なことが起こらないかどうか、検証すべきではないか。まずは、ロットは小さいかもしれませんが、そういうところから始めるべきではないかというのが我々の意見なんです。ただ、あくまで検討事項だというお話ではあります。

企業単独型と団体監理型の違いというのは、先ほど申し上げましたように、習得した技能を母国に帰ってから活用されることが担保されているという部分なんで、今の案文だと余りそこが明確ではないような気がしますので、そういった趣旨を受入体制の在り方の検討に当たってしっかりと考えていただくというような話であれば、我々もある程度、私も戻ってから幹部を説得できるのかなという感じではあるんです。

○井口専門委員 いいですか。

○有富委員 どうぞ。

○井口専門委員 「技能移転の趣旨が十分に図られていることを考慮しつつ」というように、技能移転の趣旨を重要視しているという一文はあります。この後に、「企業単独型、あるいは団体監理型への適用の可否も含め」みたいな話をなお書きに入れるような話になりますか。

○藤枝外国人研修推進室長 むしろそうではなくて、この技能移転の趣旨というのが抽象的ですので、「修得した技能を母国に帰ってから活用することが十分図られていることや」とかですね。

○井口専門委員 それを入れたら「企業単独型」という言葉を取っても本当にいいんですか。帰ってから藤枝室長、お困りになりませんか。

○藤枝外国人研修推進室長 「企業単独型と団体監理型を比べる」という書きぶりどっちがいいかですね。

○井口専門委員 言葉を、「企業単独型」の方が問題がないのだというニュアンスのこと

がどこかに、なお書きの中にでも残っていたらよろしいですか。

○藤枝外国人研修推進室長 そうですね。企業単独型の持っている性格がより出る形にならないかなど。

○有富委員 どうぞ。

○守本経済産業省参事官 私自身は、そうやって技能を活用するということを書いていただくのは全然いいと思うんですけども、一方で、やはり実態の問題として、企業単独型もいろいろでありまして、それは活用されているところは、確かに団体監理型よりは比率の上では高いと思いますけれども、帰ってから全然関係のない部署に配属されることだっというだけあるわけでありまして、企業単独型であれば担保されているかという、そうではない。では、団体監理型であればやっていないかという、そうではないということだと思うので、余りここに企業単独型、あるいは団体監理型ということをぎりぎり書き込むのがいいのかという、私はかなり疑問があるんじゃないかと思うんです。

○有富委員 それは厚労省も同じような趣旨のことを言われているので、表現の問題かもしれないですね。

○藤枝外国人研修推進室長 そうですね。正直、ここは、要は両者の見解が異なっている現状には変わりはないわけですから、むしろ「企業単独型」とか「団体監理型」とかいう言葉を言わない方がお互いに収まるのかもしれない。

○有富委員 目的は、母国での技能移転が担保できるようなことを検証しながらみたいなき感じですか。

○藤枝外国人研修推進室長 ですから、修文案で出させていただいた、「国内で修得した技能を母国に帰ってから活用することが担保されていること」が考慮されるかどうかというような修文が入っていれば、私も。

○有富委員 それがあれば、「企業単独型」が必ずしものっかかっていなくても。

○藤枝外国人研修推進室長 そういう言葉がなくても、現時点では。

○有富委員 趣旨は伝わると。

○藤枝外国人研修推進室長 現時点では、省内は何とかまとめられる感じはします。

○有富委員 やってみますと言っているわけですね。

○井口専門委員 それはなお書きの文章を直せばいいですか。それとも、なお書きの前の文章ですか。

○藤枝外国人研修推進室長 なお書きの文章で結構です。

○井口専門委員 なお書きの2行目に、「技能移転の趣旨が十分に図られていることを考慮しつつ」という部分を書き換えましょうか。

○藤枝外国人研修推進室長 そうですね。もうちょっと明確に、帰国担保と技能移転という形がわかるように。

○井口専門委員 先ほどおっしゃった文章をもう一回お願いします。

○藤枝外国人研修推進室長 今、意見で出しております、「国内で修得した技能を母国に帰ってから活用することが担保されていること」ですね。「考慮しつつ」というよりは、そういったことを考慮した受入体制の在り方ですね。

○井口専門委員 「担保されていることや」でもいいのですか。

○藤枝外国人研修推進室長 「ことや」ですね。

○井口専門委員 どうですか、事務局、文言の問題もありますね。「ことや」が2回もあってもいけないので、「担保されていること」にしますか。

○事務局 「こと」ですかね。

○藤枝外国人研修推進室長 何々のこと、何々のこと、これこれの発生状況等を考慮したというふうにつなげてもらえますと。

○有富委員 どうぞ。

○守本経済産業省参事官 1点だけ、ちょっと私、「担保」という言葉に若干抵抗感を感じていまして、「担保」というのは100%確実にということだとすると、これは現実にはなかなか難しいというふうに思うんですね。そういうことが実際に蓋然性として十分にあるような仕組みになっているということであれば、そのとおりなんですけど、「担保されている」と書き切られると、企業単独型も含めて、本当かというところが実際にはあるのではないのかなという感じがしますので、「活用されること」とか、そういう方がむしろいいのかなという感じがいたします。ここは、現状は、「技能移転の趣旨が十分に図られている」なので、「母国に帰ってから活用を図られている」とか、そうですね。

○井口専門委員 繰り返しますと、「国内で得られた技能技術の活用が、母国に帰ってから・・・」。

○藤枝外国人研修推進室長 「母国に帰ってからの活用が図られている」。

○井口専門委員 「活用が図られていること」に置き換えますか。

○藤枝外国人研修推進室長 意見としては、担保されていないんだったら認めるべきではないと思うんです。

○守本経済産業省参事官 それはなかなか言いづらいんですが、本当に担保されているということ、これをどこまで厳格に解釈するかによるんですけれども、やると、ほとんどできない可能性があると思うんですね。100人が100人そうしろということだとすると、多分、企業単独型もそんな運用はしていないということだと思います。

○有富委員 単純に「活用すること、再来日して新たな技能実習を2年間実施する」。

○藤枝外国人研修推進室長 先ほどの「活用が図られている」でいいと思います。「図られていること」。

○井口専門委員 その後、「一定以上の日本語能力」が続くということですね。

○有富委員 事務局、書けますか。

○井口専門委員 今、メモしていただいていますか。

○事務局 メモしましたけれども、今のお話、ちょっと繰り返させていただくと、なお書きの中で、「ニーズを的確に把握するとともに、国内で修得した技能を母国に帰っての活用が図られていること、一定以上の日本語能力、技能評価等を再来日の要件にすることや、」以下同じですか。

○井口専門委員 再確認していただけますか。

○事務局 厚生労働省さんの方から、「受入体制の在り方についても」というところがあるんで。

○井口専門委員 「も」を取っているということですか。

○事務局 そこは、附属ではないよという御趣旨なんでしょう。

○井口専門委員 取ってもいいですね。

○石岡法務省審査指導官 受入体制の在り方の部分は、法務省の方から意見を出させていただいていると思うんです。

○井口専門委員 「不正行為の防止に加え」に修正のご意見ですね。

○石岡法務省審査指導官 そうですね。失踪とか不正行為だけではなくて、高度な技能実習を実施できる体制の確保も当然、受入体制の在り方の中に入ると思いますので、そこはやはり明確にさせていただきたいということでございます。

○有富委員 それはいいですか。特に問題ないですね。そうでないと意味ないものね。では、そういうことで、直した文章をもう一回こちらから送りますか。

○事務局 はい。

○有富委員 すぐ送ります。13日までに結論を出したいので。

○事務局 午前中に。

○坂本入国管理企画官 ちょっと確認ですけれども、ウの部分、先ほど通り過ぎてしまった。

○有富委員 外国人研修・技能実習制度の見直しの送出し国政府に対する適正化要請等ですね。すみません。では、ここをどうぞ。

○坂本入国管理企画官 法務省の方からは、特に研修生・技能実習生の失踪が少なからず発生する送出国管理についてのところを落とさせていただいているんですけれども、このまま読みますと、失踪が少なからず発生する送出国管理についてだけというようなとらえ方ができるのではないかと思います、不当に保証金や管理費等を徴収する実態、あるいは不当に返還しないというのは、何も失踪が発生しなかったらいいんだというわけではないと思いますので、ここはあえて失踪とかを取って、こういった、不当に保証金や管理費を徴収している実態とか、あるいは不当に返還しない等の実態が明らかになった場合にはこれこれにする。

○有富委員 失踪は関係なくという意味ですね。

○坂本入国管理企画官 はい。

○有富委員 ここはどうですか。

○井口専門委員 これについては、関係省庁のご意見はいかがでしょうか。厚生労働省は、「失踪が少なからず発生する」云々をカットすることについては、何かご意見はありますか。

○藤枝外国人研修推進室長 逆に幅が広がるわけですので、異論はございません。

○有富委員 いいですか、経産省も。事務局もいいですか。特に問題ないですか。わかりました。

何かありますか。

○守本経済産業省参事官 済みません。今日の議題とはならなかったのですが、1点だけ、ここに意見を出させていただいているのでありますが、実は、「問題意識」の一番最後のパラグラフ、「具体的施策」の直前なんですが、我々、これをやっていくには、トータルとして関係省庁、関係機関が緊密な連携をしてやっていかなければいけないと思っていて、一番最後の文章だけ読むと、「関係機関の緊密な連携の下」というのが途中に入っているために、「眼下の問題を改善、抑止すべき措置」についてだけ関係機関の緊密な連携が必要だと読めてしまうので、「関係機関」というのを冒頭に、「なお」のすぐ

後に持ってきていただけないでしょうかというお願いなのでございます。

○有富委員 趣旨はよくわかりました。「問題意識」については、当会議の問題意識ですので、御意見をお伺いして、こちらが直すべきかと思ったら直します。それで御了解いただきたいと思います。これは厚労省からも、「外国人研修・技能実習制度の見直し」の「問題意識」のところでご意見いただいていますので、ちょっとお聞きしておきましょうか。

○藤枝外国人研修推進室長 たびたび「問題意識」のところに意見を出して恐縮でございました。あくまで問題意識として共有できればということで、意見させていただいたのは、私も1年余り仕事をやってきまして、結局、縫製業を中心に不正行為が多発している。現場の話を知ると、皆さん、受入れ企業さんは、研修生を雇わないとやっていけないんだとか、高い工賃が受注できないから、もうこれがぎりぎりなんだとか、だから研修生に残業させているんだとかいうような言い方をされるものですから、これは当然、経産省さんも、繊維ビジョンというのをつくったりとかいう形で、産業構造の問題に取り組んでいらっしゃるんです。そういった問題も背景にあるということはこの会議の場で共有した上で、当面の適正化は勿論やらなければいけないわけですが、そういった産業構造全体の問題が背景にあるということは共有意識として持つべきではないかという気持ちが省内幹部からありまして、そういう形で意見を出させていただいたところでございます。

○有富委員 どうぞ。

○井口専門委員 この「問題意識」についての御意見を幾つかいただいております。勿論、検討いたしております。これにつきましては、実は、「問題意識」の部分と、この後の「具体的施策」の部分とは全く取扱いが文章の上で違っております。「具体的施策」の方は閣議決定事項ですが、普通は、私どもは「具体的施策」に書けないことを「問題意識」の方で自由に書かせていただいております。今回は逆で、「問題意識」にも、もっと書けというご意見をいただいているわけです。

私どもも、同じような問題意識は持っておりますけれども、例えば「産業政策」というような言葉を明示することがいいのでしょうか。では「雇用政策」はどうなんだ、バランスはどうなのかということも出てまいります。ご主張の中身は理解しているつもりですが、議論がどんどん発展してしまう恐れがあります。そういう観点から、のような非常に抑えた表現でさせていただきたいのです。基本的には、これは閣議決定事項ではないので、自由に書かせていただきたいと、その点だけちょっとお願いをいたしたいと思います。

○有富委員 そうすることで、厚労省がおっしゃっている意味はよくわかるんだけど、書くか書かないかはこちらで自由にさせていただきたいとお願いをしておきたいと思いません。

以上でございます。

○井口専門委員 いいですか。

○有富委員 どうぞ。

○井口専門委員 今回、規制改革会議の方から出させていただいた案文の「問題意識」のところには、厚生労働省からも御指摘もいただいております。自治体が研修生受入れに対して無関心過ぎるという点です。現在今でも、研修生受入れにあたって、公的支援を受けているかどうかという手続があると思うのですが、ほとんど、書類上の問題、あるいは、日常業務として処理されていて、地域として、真剣に外国人研修生を受け入れ

ているかとか、それが地域のプラスになるのかかといった検討はなされていないのです。そういう意味では、自治体がこの問題について、どのように取り組むかということも、今後の課題として上げております。その問題との関連で、当然、地元の産業の問題や雇用の問題も議論しなければならない。今後とも、関係省庁には、是非その議論について御協力いただけないかなと思っております。

○有富委員 どうも今日はいろいろありがとうございました。それでは、そういう形で、早急に案文をお送りいたしますので、なるべく早く御回答いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上